

監事監査報酬規程

（適用範囲）

第1条 当法人より依頼する監事監査（業務監査及び財務監査等）の実施に際し、報酬を支給する。なお、支給額は第4条の通りとする。

（支給額の決定）

第2条 監事監査報酬の額については、評議員会の決議により決定するものとする。

- 2 評議員会は、監事監査報酬の額を決議するに際しては、民間事業者の同業務従事者の報酬、当該福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないように決定する。

（支給方法）

第3条 監事監査の終了後に、現金で支給する。

（報酬の額）

第4条 報酬の額は、1回：15,000円（*源泉徴収分を除く）とする。

（交通費等）

第5条 監事監査の実施に係る交通費は、「理事会・評議員会開催に係る役員交通費内規」に準じる。

以上

附則

この内規は、平成29年6月1日から施行する。